

特別経営強化計画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第16条)

2025年2月



相双五城信用組合

目 次

第1	はじめに	・・・1
第2	特別経営強化計画の実施期間	・・・1
第3	中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針	・・・2
	(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針	・・・2
	(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策	・・・4
	(3) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策	・・・7
	(4) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	・・・11
	(5) 経営基盤の充実のための方策	・・・13
	(6) 人材育成のための方策	・・・16
第4	全信組連による優先出資の引受に係る事項	・・・17
第5	収益の見通し	・・・17
第6	剰余金の処分の方針	・・・18
第7	財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策	・・・19
	(1) 経営管理に係る体制及び今後の方針	・・・19
	(2) 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針	・・・20
	(3) 与信リスクの管理及び市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況並びにこれらに対する今後の方針	・・・21
第8	経営強化のための計画の前提条件	・・・24

第1 はじめに

当信用組合は、2012 年 1 月に金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下、「金融機能強化法」という。）附則第 11 条に規定する特定震災特例協同組織金融機関として全国信用協同組合連合会（以下、「全信組連」という。）を通じ 160 億円の資本支援を受け資本の増強を図り、以降、地域に密着した金融機関として東日本大震災からの復旧・復興に向け、全力で中小零細事業者・個人の皆様に対し積極的な信用供与の維持・拡大と各種サービスの提供に取り組んでまいりました。

さらに、宮城県南部及び仙台市の一部を営業エリアとしている五城信用組合と 2013 年 11 月 25 日に合併し、被災地の地域金融機関としてより一層、被災地域の復旧・復興、地域の皆様の生活向上に貢献し、地域にとってなくてはならない信用組合を目指してまいりました。

当信用組合の営業地区におきましては、復旧計画に基づく社会インフラの整備等が着実に進展しており、地域の事業環境や将来性等に即した事業者支援に取り組んでおります。原発事故の避難地域においては、行政と連絡を取り合い、休止事業者の事業再開に向けたサポートを実施、避難地域以外の地域においては、東京電力からの賠償金終了後の事業者をサポート（事業廃止・事業再生・事業承継等）してきました。

しかし、東日本大震災から 13 年が経過し、帰還困難区域等の指定解除（一部地域は未だ指定解除されず）はあったものの、廃炉に向けた動きの中で、風評被害等もあり地域住民の帰還が進んでいない状況です。

このような状況下、当信用組合は地域経済の復興と活性化の役割を担いつつ、これまでの「特定震災特例経営強化計画」に掲げる各方策に取り組んだ結果、一定の財務基盤の健全性が確保され、このたび、金融機能強化法附則第 16 条 3 項に規定する「経営が改善した旨の認定」を受けるに至りました。

今後につきましては、2025 年 2 月より開始される「特別経営強化計画」のもと、未だ復旧・復興の途上にある地域の中小零細事業者・個人の皆様の全力でお支えしつつ、公的資金の返済に向け着実に取り組んでまいります。

第2 特別経営強化計画の実施期間

当信用組合は、金融機能強化法附則第16条第1項の規定に基づき、2025年2月から2029年3月までの特別経営強化計画（以下、「強化計画」という。）を実施いたします。

なお、今後強化計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、または生じることが予想される場合には、遅滞なく全信組連を通じて金融庁に報告いたします。

第3 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方針

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

① 福島県の経済情勢

当信用組合の主要営業エリアである福島県は、浜通り・中通り・会津の3地区に分かれ、各地区は気候の違いもあり、それぞれにおいて産業構造に違いがあります。

自然環境豊かで温泉の多い会津地方は観光を目玉としており、首都圏より交通アクセスの良い中通りは他地区に比して人口も密集し、商工業も盛んな地区です。

一方、当信用組合が立地する浜通りは、2つの地区に無い水産業と農業が主産業で、さらに、東日本大震災前は、福島第一・第二原子力発電所や原町・広野火力発電所等を擁することから、電力業界に関連する企業が多数ありました。

昨今の福島県の経済情勢を見ますと、農業や漁業等一次産業においては、原発事故による風評被害の影響が未だにあり、東日本大震災からの復興関連工事、台風等の自然災害による復旧関連工事が減少しつつあり、更には新型コロナウイルス感染症による事業者全般の売上の低迷が続いている現状にあり、県内経済は停滞しているものと思われます。

また、有効求人数を下回る有効求職者数となるなど、人手不足が続いております。このことが、県内経済前進の妨げになっております。

【福島県経済の主な指標】

		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
生産活動	鉱工業生産指数	100.0	104.1	104.1	103.8
	前年比(%)	▲7.1	4.1	0.0	▲0.3
雇用情勢	有効求人倍率(倍)	1.25	1.28	1.42	1.39
	有効求人数(人)	34,883	35,954	40,113	39,492
	有効求職者数(人)	27,812	28,134	28,257	28,326
個人消費	大型小売店販売額前年比(%)	0.9	▲0.9	0.7	2.1
	乗用車新規登録台数前年比(%)	▲13.8	▲7.1	▲6.7	15.5
新設住宅 着工戸数	持 家(戸)	5,129	5,355	4,609	4,089
	貸 家(戸)	2,811	2,550	2,416	2,488
	分 譲(戸)	1,864	1,814	2,132	1,856
	前年比(%)	▲10.6	▲0.8	▲4.7	▲9.5

※ 出所 「福島県年次経済報告書より」

【県内人口の推移】

本県の人口は少子高齢化等により震災以前から減少傾向にありましたが、震災以降、県外への転出の増加などが原因となって、人口減少がますます進みました。

現在におきましても、毎年人口の減少が続いている状況にあります。

	2020 年末	2021 年末	2022 年末	2023 年末	2024 年 3 月末
世帯数	742, 990	745, 205	747, 676	749, 819	748, 488
増減	▲9, 958	2, 215	2, 471	2, 143	▲1, 331
人 口	1, 829, 046	1, 807, 602	1, 784, 936	1, 761, 853	1, 750, 349
増減	▲11, 093	▲21, 444	▲22, 666	▲23, 083	▲11, 504

※ 出所 「福島県の推計人口より」

② 東日本大震災による影響

原発事故の避難地域の当信用組合顧客の事業者においては、住民の帰還が進まない現状にあるほか、事業者の高齢化、後継者不足などの構造問題による事業展開が不透明な面もあります。

また、事業者の業種別動向として、農林水産業等の一次産業は依然風評被害などにより本格的な事業再開とはなっておらず、第二次産業の製造業においては、住民の避難状況が続くなか人手不足が影響し業況は回復していない状況にあります。

更に、建設関連においては、震災からの復興関連工事により売上・収益とも業況は良好となっておりますが、現状におきましては、復興関連工事は終了しつつあります。

第三次産業では、宿泊業、その他の小売業等は人手不足・人件費の高騰もあり業況は厳しくなっております。

原発事故がもたらす様々な影響は、今後も長期間にわたるものと考えられ、当信用組合は被災地の地域金融機関として、地域経済の復興及び活性化に向けて積極的に支援に取り組んでまいります。

③ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化のための基本方針

当信用組合の営業エリア内には東日本大震災の地震及び津波被害、そして福島第一原発の事故により大変大きな被害を受け未だ復興に至っていない地域、また近年の自然災害、新型コロナウイルス感染症の影響が続いている状況にあり、更には、深刻な少子高齢化が進んでいる地域もあります。

これらを最大の課題として捉え、このような状況を打破するため、当信用組合の強みである地縁・人縁や訪問活動により、お客様の課題に対する情報を提供し、収集した情報による安定的かつ円滑な資金供給機能及びコンサルティング機能に積極的に取り組んでまいります。

（２）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

ア. ローンセンターの機能強化

お客様の来店しやすい立地条件と考えられる福島県エリアの相馬西支店、宮城県エリアの亘理支店を 2017 年 4 月 3 日よりフルバンク機能を併用したローンセンターの営業をスタートしております。現在は、毎週火曜日午後 5 時～午後 7 時まで夜間融資相談会を開催し、融資相談に対応しております。

昨今の自然災害や長期化するコロナ禍によって、お客様の経営基盤、家計基盤が大きく揺らぐ事態が発生しており、資金需要への対応のみならず、条件変更等の早期対応についてもローンセンターとしての機能強化を図り、能動的に働きかけてまいります。具体的には、各ローンセンターに融資専担者を配置して、経営課題を抱える債務者に対し積極的に経営改善計画書の策定支援等を実施してまいります。

イ. 中小零細事業者向け商品の販売

当信用組合では、地域金融の円滑化のため東日本大震災以前より資金調達力の乏しい中小零細事業者向け事業性融資を率先して提供してまいりました。

いずれも中小零細事業者には使いやすい商品となっており、今後とも地域への金融サービスの充実を図るため、当信用組合では新商品の開発に継続して取り組んでまいります。

・「グレード職域 1」「グレード職域 2」

融資新規先、既存先に関わらず、ハートフル（職域）覚書を締結した法人（業歴 3 年以上）、個人事業主（業歴 2 年以上）、融資金額コースにより 10 万円以上 3,000 万円以上の事業資金を提供しております。

・「SSスピードローン」、**「SSクイックローン」**

福島県信用保証協会保証にて、商品・コースに応じ 1,000 万円、5,000 万円を融資限度とし、迅速な審査により事業性資金を提供しております。

ウ. 地域に密着した営業戦略の実践

当信用組合の営業エリアでは、現在においても、原発事故に伴う帰還困難区域等の指定（一部解除により立入可能地区も有り）により地域住民が避難生活を余儀なくされており、生活基盤・経済活動基盤が損なわれている状況が継続し、さらには放射能被害による風評の影響も続いております。

さらには、昨今の自然災害や長期化するコロナ禍によって、お客様の経営基盤、家計基盤が大きく揺らぐ事態が発生しております。

当信用組合の営業エリア全体において、お客様は経営・生活が大きく揺らぐリスクへの対応策を求めています。よって、当信用組合においては、個別訪問活動強化を図り、単に資金面の支援のみならず、事業面・生活面から

支援し、売上増加やコストカット、家計の見直し支援などを通して、課題解決に向けたフェイス・トゥ・フェイスによる地域に密着した営業活動を推進してまいります。

② 中小規模の事業者に対する経営改善支援の取組み

ア. 信用リスク管理システムの活用

当信用組合では、中小規模の事業者に対する積極的な信用供与に取り組むため、信組情報サービスの信用リスク管理システムを導入し、信用格付けに基づき取引方針を検討し融資推進を図っております。

この信用リスク管理システムの活用により、決算計数の定量情報のみに囚われず中小規模事業者の事業体質等の定性情報に基づいた内容により、融資推進を行ってまいります。また、同システムの経営分析により、顧客の強み・弱み等の「事業性評価」を分析・検証した上でサポートを行ってまいります。

イ. 経営改善支援コーディネーターの派遣

お客様の実態につきましては、日々の渉外活動を通じた状況把握に努めており、信用リスク管理システム等の活用によって、早期の事業再生が必要とされるお客様の財務データを評価分析することで事業再生に向けた態勢を整えております。

そのような中で、自然災害の影響等により専門家派遣が必要と考えられる支援先に対しては、当信用組合と顧問契約を結んでいる中小企業診断士を経営改善支援コーディネーターとして派遣して、事業再生に向けた対応を図ってまいります。

ウ. 外部機関との連携

a. 「福島県産業復興相談センター」「福島県よろず支援拠点」「宮城県よろず支援拠点」等との連携

お客様の経営改善支援や事業再生につきましては、状況により高い専門性が求められることもあることから、外部機関の福島県産業復興相談センターの専門家派遣事業を活用した専門家派遣支援、よろず支援拠点コーディネーターを活用した支援などにより経営上抱える問題の解決に取り組み、また、経営改善計画書の作成支援を実施してまいります。

b. 中小企業診断士、税理士、弁護士等の各種専門家との協働

税理士会である「TKC相馬部会」と連携し、TKC会員であるお客様の事業再生や経営改善計画書の作成等を支援してまいります。また、税理士を講師として招き、当信用組合職員の事業者支援のスキルアップを実施してまいります。

c. 「ふくしま経営支援連携協議会」による連携

福島県内の金融機関等が相互に有する情報等を提供し、中小企業者等が抱える課題の解決に向けて、連携を図ることにより地域経済の安定を図ることを目的として設立した「ふくしま経営支援連携協議会」を活用し、お客様の経営改善支援や事業再生支援、当信用組合職員のスキルアップを実施してまいります。

d. 「磐城国地域振興プラットフォーム」による連携

いわき信用組合を代表機関とした「磐城国地域振興プラットフォーム」を発足し、創業・企業者向けセミナーや専門家派遣事業等、地域中小零細事業者の経営課題解決を支援する連携体を組成したことから、お客様の経営上抱える問題の解決に取り組んでまいります。

エ. 経営改善支援の進捗状況の検証

a. 経営改善支援委員会並びに常務会における検証

中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況につきましては、経営改善支援委員会において原則毎月レビューし、各担当部署からの報告に基づき改善状況等を把握するとともに、経営上の問題点の解決策及び改善に向けたアドバイス等を行い、その進捗状況の継続的な管理指導を行っております。

また、同委員会は経営改善支援の進捗状況や協議内容等を常務会へ報告し、常務会は、当該報告内容を検証しております。

b. 理事会における検証

理事会において、常務会より経営改善支援委員会での経営改善支援先の管理状況の報告を受け、進捗管理を行うとともに、組合外部の有識者である非常勤理事による専門的な知識、経験等に基づいた幅広い視点からの適時適切な実効性の検証も行っております。

また、必要に応じ、常務会に対して改善策の検討・策定などを指示することとしております。

③ 担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件または方法の充実のための方策

当信用組合は信用リスク管理システムに基づき取引方針を決定して融資推進を図っております。また、その結果による格付に基づき信用枠を設けるなど、担保または保証に依存しない融資を実践しております。そのために経営者保証ガイドラインの営業店への周知徹底を継続しており、格付及び資金計画の妥当性により、担保に依存しないよう融資審査を実施、結果、担保以上の融資枠として取り組んでおります。

今後におきましても、担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他

の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与を実践してまいります。また、民法改正に伴い、過度に保証人を付保しない体制を整備してまいります。

(3) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

① 被災者への信用供与の実施

当信用組合の主要な営業エリアである福島県の相双地区につきましては、東日本大震災の発生から 10 年以上が経過した現在においても、原発事故等の影響が続いております。このため、当信用組合では、訪問や電話連絡等により被災者の現況を適時把握して、新規融資及び条件変更を含めたニーズに対応すべく、被災者の復興支援に取り組んでおります。

今後におきましても、被災者の復旧・復興支援のための信用供与につきましては、積極的に対応してまいります。

② 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する施策

当信用組合では、地域に根差した金融機関として、地域経済の再興へ向けた取り組みを強化すべく、当信用組合のお客様はもとより、地域の中小規模事業者並びに個人の皆様に対し十分かつ円滑な資金供給を行っていくことを改めて強く決意し、国や地方自治体をはじめとする行政や公的機関、信用組合業界の系統中央機関である全信組連などの外部関係者の協力を仰ぎながら、これを強力に実行してまいります。

主な施策につきましては以下のとおりです。

ア. 被災者向け商品の提供

東日本大震災のみならず、その後の自然災害についてもカバーできる商品に見直して取り扱いを継続しております。

a. 中小規模事業者向け

・「そうごしんくみ復興特別資金」

自然災害により被災された事業者等を対象に、2 億円を融資限度として運転資金、設備資金、借り替え資金等を低金利（当初 2 年間固定）にて提供。

b. 個人向け

・「災害復旧住宅ローン」

自然災害により被災された個人を対象に、住宅の新築・改築資金を最高 1 億円まで金利優遇で提供。

イ. 相談機能の強化

当信用組合では、よりきめ細やかな相談サポートを実践するため、避難さ

れているお客様のほとんどが帰還していない現状ではありますが、各地方公共団体が帰還していることを踏まえ、地元金融機関の責務を果たすべく浪江支店を再開し、双葉郡地区のお客様に対する融資のみならず、あらゆる相談の対応とサービスに傾注し、サービス向上を図っております。

また、いわき市には浪江町、大熊町、富岡町の事業者、住民の方々が多数転入されていることを踏まえ、いわき支店においても、同様にサービスの向上を図っております。

ウ. 被災信用供与への柔軟な対応

帰還されたお客様や新天地にて事業を再開する等、新たな生活基盤を築いたお客様等につきましては、常時訪問や電話連絡等によるモニタリングを実施し、融資の条件変更等柔軟な対応を行っております。

エ. 外部機関との連携による対応

ア. 事業再生ファンド等の活用

・「福島県産業復興相談センター」

被災したお客様の事業再開や事業再生に向けた動きを具体化するため、東日本大震災及び原発事故により被害を受けた個人事業者、小規模事業者等を含めた幅広い事業者に対応し、ヒアリングした実情に応じ、支援機関の紹介や支援施策の紹介などのサポートを行う「福島県産業復興相談センター」を活用してまいりました。

今後も、お客様の特性・状況に応じて活用を検討してまいります。

・「福島産業復興機構」

迅速な事業再開を通じた被災地域の復興を図るため、福島県、（独）中小企業基盤整備機構及び県内金融機関との共同出資により設立した「福島産業復興機構」に有限責任組合員として資本参加し、地域復興に向けた金融面からの取り組みを後押しするとともに、事業再生が見込まれるお客様について、同機構を活用してまいりました。

なお、支援決定の申込受付は終了しておりますが、今後も、お客様の特性・状況に応じて同機構と連携し、事業再開や事業再生を支援してまいります。

・「（株）東日本大震災事業者再生支援機構」

（株）東日本大震災事業者再生支援機構の特性を考慮し、できる限り多くのお客様に対し、事業再生の機会がご提供できるよう日々の営業活動において状況把握に努めており、同機構の積極的な活用を本部、営業店と連携して推進してまいりました。

なお、同機構の買取受付業務は終了しているものの、今後も、お客様の特性・状況に応じて同機構と連携し、事業再開や事業再生を支援してまい

ります。

・「しんくみりカバリ」

全信組連との連携を図りながら、お客様の特性・状況等に応じて、信用組合業界の再生ファンドである「しんくみりカバリファンド」を有効活用し、事業再生や業種転換が必要なお取引先に対して有効な提案を行ってまいります。

・「ふくしま地域産業6次化復興ファンド」

福島県内のお客様に対しては、その特性・状況等に応じて、地域活性化ファンドである「ふくしま地域産業6次化復興ファンド」を有効活用し、形成困難であった異業種との戦略的連携等が必要なお取引先に対して有効な提案を行ってまいります。

h. 自然災害ガイドラインに基づく債務整理への対応

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン制度の趣旨に鑑み、ガイドラインの周知や利用勧奨を含め、お客様の意向や状況を最大限に考慮したうえで、弁護士や税理士とも連携し、ガイドラインに沿った債務整理等の適切な対応を図ってまいります。

o. 消費者ローンの推進強化

お客様への積極的な訪問活動を踏まえ、個人のお客様に対しましては、ライフサイクルに応じた資金需要も考えられますことから、即時対応可能な消費者ローンの推進を図ってまいります。

なお、推進方策といたしましては、当信用組合が推進しております職域提携先（各事業所との提携により従業員等への優遇商品の提供を実施）への積極的なセールス、定期的なDM発送、キャンペーン、SNSを活用したWeb申込等の実施により消費者ローンの推進を図ります。

カ. 「地方創生」への積極的参画

人口減少や高齢化による地方経済の地盤沈下を防ぐ試みは、私ども地域金融機関である信用組合が成し遂げなければならない大切な使命です。このことから、当信用組合は、営業エリアにおける8自治体との包括的連携協定を締結しており、自治体主催のイベント等への積極的な参画、「地方創生」実現に向け自治体との連携に取り組んでまいります。

キ. オールふくしま経営支援事業との連携強化

福島県内の中小企業等は風評被害の影響の他、様々な自然災害により厳しい状況が続いており、地域活性化のためにも地域事業者の活力が必要不可欠であり、中小企業等の経営支援体制をとるべく、金融機関の連携を図ること

を目的として、「オールふくしまサポート委員会」及び「地域サポート委員会」が設立されました。

このことから、当信用組合におきましては、同委員会へ参加するメンバーとして、中小企業等の経営支援のために各金融機関等との連携強化を図ってまいります。

ク. 地方公共団体等への支援

各地方公共団体においては、インフラ整備を含む地域復興や、拡散した放射性物質の除去・除染作業に伴う各種復興事業を実施していることから、当信用組合では、地元地方公共団体の資金調達のための入札や地方債引き受けを積極的に行ってまいります。

ケ. 伴走型支援の強化

事業者の実態については、日々の渉外活動において、経営環境の変化や財務情報の定量面における状況把握を行うほか、ヒアリングやモニタリングにより、経営者の意欲等の定性面の実態把握に努め、ニーズを迅速に汲み取り資金繰りの支援、本業支援、経営改善支援、事業再生支援など支援してまいります。

コ. 当信用組合による被災地支援の取り組み

当信用組合では、被災地域支援に資するため、外部機関・上部団体・近隣金融機関・地方公共団体・商工団体などの関係機関と連携し、地域活性化・経済振興に向けた課題解決に取り組んでまいります。

取り組みとしては、各店友の会活動支援及び信用組合業界のネットワークをフル活用し、各自治体の「地方版総合戦略」を、所属店長をはじめ、営業店職員全員が十分把握の上、本部と連携し、チームワークを活かした円滑な情報収集・情報共有により実効性ある仕組みを構築した上で、お客さまへの情報提供や支援のスピーディーな対応を実践しております。

今後につきましても、地方創生関連預金商品としての「健康応援定期預金」及び「子育て支援定期積金」を継続して取扱うと共に、各地域の戦略・イベント等に積極的に参画・協力するなど、地域金融機関として、引き続き被災地域支援に取り組んでまいります。

また、2020年2月に、当信用組合が「SDGs宣言」している事を踏まえ、地域のSDGsに関する支援の取組を下記の通り開始致しました。

- ① 2023年1月、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社とSDGs包括連携協定を締結致しました。福島県沖地震や新型コロナウイルスの影響を受けた事業者が、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社が提供する「SDGs経営簡易診断」を通して「SDGs宣言」の策定支援まで行うものであり、持続可能な事業目標を明確化し、復旧回復に繋げる取り組み

であります。2023年7月に「SDGs 中小企業者向けセミナー」を開催し31社が参加致しました。その内1社が「SDGs 宣言」の策定に至っております。更に、2023年9月には、当信用組合役職員向け「SDGs セミナー」を開催し、役職員の意識向上を図りました。

② 2023年5月、県下4信用組合統一商品として、SDGsに係る融資商品の販売を開始致しました。事業性融資商品として「カーボンニュートラル & SDGs 応援事業者ローン」、個人向け融資商品として「教育カードローン」を取扱いしております。

③ 2023年6月に、SDGs 定期預金を販売致しました。被災地におけるSDGsを後押しする商品であり、募集金額の0.035%(最大100万円)を被災した自治体等に寄付させて頂く事を目的としております。

更に、2022年より毎年「相双五城信用組合杯パークゴルフ大会」を開催し、新型コロナウイルス感染症や、福島県沖地震の影響を受けた事業者が取扱う商品を景品として提供させて頂いております。

今後につきましては、包括連携協定を締結している自治体において、「移住・定住」を促進している事から、「移住・定住」を支援する住宅ローン発売も検討しております。

(4) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

当信用組合におきましては、金融庁による「リレーションシップバンキング（地域密着型金融）」の提唱当初より、お客様の状況に即した融資金の条件変更対応、経営相談や経営改善指導などを積極的に実施しておりますが、地域密着型金融の取り組みを継続すべく地域中小事業者に対する経営相談や経営改善指導に努めており、地域における経済の活性化に資するために引き続き諸施策を実行してまいります。

① 経営革新等支援機関としての支援

当信用組合は、2012年12月に経済産業省より経営革新等支援機関として認定を受けております。このことは、地域の中小事業者の経営革新や各種補助金等申請の手助けを行っていただくための一助となるべく活動していく事が必要であり、引き続き中小事業者に対する支援を行ってまいります。

② 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

ア. 各種商工団体との連携

各種団体や地域の商工会議所・商工会等と連携し、情報の集積及び発信機能（東日本大震災からの経営再建や起業・新規事業展開に役立つ情報提供等）を強化するとともに、各種団体関係者を招致しての相談会の開催など、創業・新規事業展開希望者へのアドバイス等の実施に向けた体制を構築してまいり

ます。

イ. 資金調達手段の情報提供

当信用組合を含め福島県内の4信用組合におきましては、創業または新事業展開時における資金調達手段の多様化を図ることを目的として、クラウドファンディングを推進するためにミュージックセキュリティーズ（株）と業務提携を結んだほか、いわき信用組合との「FAAVO磐城国」パートナー契約を締結しております。また、全信組連にて「MOTTAINAIみらい」の取扱いをしております。今後におきましても、地域の中小事業者へ資金調達手段の情報提供を行ってまいります。

ウ. 事業性資金融資の推進

当信用組合では、資金調達力の乏しい中小零細事業者向け事業性融資を率先して提供してまいりました。創業または新事業展開におきましても、同様に、「グレード職域1」「グレード職域2」「SS クイックローン」「宮城県市町村中小企業振興資金」などにより柔軟に取扱いを行い、積極的に融資推進を図ってまいります。

③ 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援に係る機能の強化のための方策

様々な自然災害の発生等により、中小規模事業者が抱える経営問題は時々刻々と変化しており、当信用組合に対しましても、事業再建や経営改善に向けた多種多様な金融支援が求められていると認識しております。

事業再建や経営改善支援にかかる相談につきましては、経営改善支援コーディネーターによる経営指導により、専門的なサポートを行っており、今後も積極的な派遣に取り組んでまいります。

また、お客様の成長サイクルに応じた事業再建や経営改善に向け、当面の運転資金の融資のほか、財務内容改善をはじめとする経営改革や改善計画についての提案・助言等、経営改善支援委員会を通じた支援を積極的に実施いたします。

④ 早期の事業再生に資する方策

ア. 支援態勢の確立

お客様の実態について、日々の渉外活動において、経営環境の変化や財務情報等の定量面における状況把握を行うほか、ヒアリングやモニタリングにより、経営者の意欲等の定性面の実態把握に努め、早期の事業再生が必要とされるお客様を速やかに把握し、事業再生に向けた取り組みを行ってまいります。

また、早期の事業再生が必要と認められる大口与信先や、再生プロセスが長期間に及ぶお客様については、経営改善支援委員会により経営改善支援コ

ーディネーターを擁して事業再生に向けた計画を策定いたします。

イ. 外部機関との連携

お客様の状況を総合的に勘案したうえで、中小企業診断士、税理士、弁護士等の各種専門家との協働や福島県産業振興相談センター、よろず支援拠点、中小企業基盤整備機構からの各種専門家派遣等の連携を図ってまいります。

⑤ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

当信用組合のお客様である中小零細企業や小規模事業者のなかには、事業の継承を検討する先があると想定されることから、当該経営権の移譲に付随して発生する税務面や法務面等の各種課題に対する支援を適切に行えるよう、中小企業診断士、税理士、弁護士等の各種専門家との協働や「事業承継・引継ぎ支援センター」との連携を含め、提案から実行までの一貫した事業承継を支援できる態勢としております。

また、他信用組合との情報共有を図りながら、M&A等も視野に入れた活動を行う為の「事業承継連携協議会」への参加や、福島県の各金融機関等との事業承継ネットワークの強化と情報交換を目的として設立した「福島県事業承継金融機関情報連絡会」への参加を通じて、スムーズで確実な事業承継支援を図ってまいります。

（５）経営基盤の充実のための方策

東日本大震災の被災から13年が経過し、当信用組合におきましては被災者支援や地域の復旧・復興支援、さらに営業基盤の拡充を図ってまいりました。

しかしながら、福島県におきましては東日本大震災の地震及び津波被害、そして福島第一原発の事故により大変大きな被害を受けた多くの地域で未だ復興に至ってはならず、避難状態が継続している地域や、深刻な人口流出により存亡の危機にある地域もあります。さらには、新型コロナウイルス感染症拡大により、緊急事態宣言が発令されるなど、外出・営業の自粛要請に伴う消費行動が急減したことにより、地域経済は大きな打撃を受けています。これらを最大の危機として捉え、このような状況を打破するため、当信用組合は、各地域における現況の事業環境や将来性等に即した具体的かつ明確な戦略を打ち立て実践してまいります。また、各施策の確実な遂行と地域への十分な貢献を実現するため、組織力・人材の強化を図ってまいります。

① 店舗戦略の明確化

ア. 融資推進強化店舗と預金推進強化店舗の設定

東日本大震災以降、当信用組合におきましては、宮城県南部への営業エリアの拡大により、各営業店の配置において北は宮城県の仙南地域から南は福島県のいわき市まで、広範囲となっております。

そのような中で、地域の特性を踏まえた営業戦略が必要であるものと考え、

融資推進強化店舗と預金推進強化店舗を設定した上で、営業推進を図ってまいります。

a. 融資推進強化店舗

本店、相馬西支店、原町支店、大河原支店、亘理支店

b. 預金推進強化店舗

相馬港支店、鹿島支店、浪江支店、新地支店、いわき支店

イ. 店舗の統廃合の検討

店舗内店舗とする方策を軸に、将来において収益確保の厳しい店舗につきましては検討してまいります。

② 営業エリアにおける顧客基盤の拡充

当信用組合が営業エリアにおいて、持続可能な経営基盤を拡充するためには、現状を踏まえ、顧客基盤の拡充が必至であります。お客さま本位の業務運営と事業性理解の取り組みの徹底により、信用組合の最大の強みである地域密着型金融の更なる強化、さらには地域における存在意義を高めるため、新規顧客数の増加を柱に、特に融資・定期積金を最重要項目として、集中的に推進することで、営業エリアにおける顧客基盤の拡充を目指してまいります。

長期化するコロナ禍によって、これまでの新規訪問が制約される中での推進となりますが、新規顧客数の増加に向け、情報・紹介戦略を駆使してまいります。

ア. 法人・個人事業主取引創造戦略

推進ターゲットを外部情報、内部情報に分け、アポイントメントを取り訪問することで、効果的な推進を実践してまいります。

a. 外部情報について

帝国データバンク、商工会議所関連資料、法人会名簿、商店街・業界名簿、ロータリー・ライオンズクラブ名簿、電話帳を駆使してまいります。

b. 内部情報について

取引先の紹介、税理士の紹介、組合職員の紹介、既存融資先の販売先・仕入先・資金トレース先、下請先、預金取引はあるが融資がない事業者情報を駆使してまいります。

イ. 個人取引創造戦略

職域優遇制度を駆使した従業員・会員への取引推進を実践してまいります。また、定例訪問先、融資取引先の世帯情報に基づく取引推進、既存先（預金・融資取引先）の協力による新規顧客紹介の推進についても実践してまいります。

ウ. 特別貸出F S戦略

特別貸出F S（フィールドセールス）とは、開催店舗の営業エリア内で集中的に訪問営業を行い、新規先の開拓等を行う取組みであります。「新規先の開拓」以外にも、「各種情報の収集及び提供」、「既存先の新たな融資ニーズの発掘」、「当信用組合取り組みの紹介」等も行っており、目的意識を持って顧客基盤の拡充を目指してまいります。

また、特別貸出F Sの目的は次のとおりであります。

- a. 新規開拓を主とし、将来に向けた融資先数増加による経営基盤の拡充を図ります。
- b. 当信用組合の取り組みをお客様に紹介し、何でも相談できる地元の協同組織金融機関であることを広めるとともに“そうごしん”のファン増加を図ります。
- c. 当信用組合職員のヒアリング能力の向上、課題解決型提案営業スキルの習得等による人材育成を図ります。
- d. アポイントメント取得による訪問活動の実効性の向上、またアポイントメントが取れなかった場合のリトライの必要性、訪問のきっかけを得るための情報収集等、アポイントメント取得営業活動における真の価値への理解を醸成いたします。

③ 融資推進活動の強化

現在の地域経済において、新型コロナウイルス感染症拡大により経営に苦悩されているお客様に対し、こうした非常時こそ、地域密着型金融の強みを活かして、積極的に支援することが、当信用組合の重要な使命であります。

プロパー融資、保証協会保証付融資により、お取引のあるお客様を支援しつつ、新規先のお客様とのお取引が強化できれば、東日本大震災以降、減少傾向であった顧客基盤を一気に拡充できる可能性があります。

この未曾有の危機を克服し開拓した顧客基盤は、アフターコロナの景気回復期の前向きな資金需要をもたらすことが期待されます。この非常時の支援対応が今後の当信用組合の未来に大きな影響を与えるものと考えます。

そこで、地域密着・顧客密着型の当信用組合の強みを発揮し、積極的な融資推進を実践することで、融資量の拡大、貸出金利息収入の増強のみならず、お客様への伴走支援による与信費用のコントロールを実践してまいります。

④ 預金推進活動の強化

資金量は、東日本大震災後の賠償金等や新型コロナウイルス感染症危機による給付金や助成金、公金預金により一定の増加となりましたが、永続的なものではなく、今後の減少が見込まれます。また、昨今の地域の少子高齢化、人口流失、後継者不足による廃業等による事業者数減少と相まって、当信用組合の

営業エリアの顧客数は減少傾向にあります。

この現状を打破し、資金量増強のために、新規顧客創造と融資推進活動により、顧客基盤拡充をベースに「資金量底上げ預金である事業者の売上代金」、「集める預金である定期積金」、「集まる預金である年金」の獲得に全力を挙げてまいります。更に将来を見据えた若年層の新規獲得、今後の退職金等による高額預金者層に向けた年金予約者推進についても並行して取り組んでまいります。

（６）人材育成のための方策

当信用組合は、東日本大震災の地震及び津波被害、そして福島第一原子力発電所の事故や営業区域拡大に伴う職員不足から、積極的な新卒採用を行い、現在、若年層職員が多く在職しております。この現状を踏まえ、地域を取り巻く厳しい環境の中で、現在、そして将来に向けて、当信用組合の経営体質の強化や地域の発展に資するため、高度化、専門化する業務へ対応できる人材や総合力を発揮できる人材を組織的に育成する必要があります。

このことから、当信用組合は、内部の人材育成マインドを醸成し、職員の能力の全体的な底上げを図るとともに、顧客目線に立ち、地域金融機関の職員として何ができるかを考え、それらを成し得る知識、技量及び経験を持った顧客からの信頼を得られることのできる人材の育成を「人材育成基本方針」、「人材育成基本規定」、「能力開発プログラム」に基づき目指してまいります。

① 基本方針

- ・人材育成は、個々人の適性を見極め、適性に合った育成をし、その能力を有効活用することを基本とします。
- ・全職員を育成対象とし、それぞれの役割を明確にし、その役割に基づいた育成を行なってまいります。
- ・特に「入組 10 年程度までの職員」、「入組 10 年から 20 年程度までの職員」を段階的、重点的に育成いたします。

② 若手渉外係の育成（入組10年程度までの職員）

外部及び各部署による内部研修会への積極的な参加を実施し、さらにOJT（現場指導）を充実させることにより、当信用組合の10年後のあるべき姿を考え、様々な業務運営に必要となる人材を組織的に育成してまいります。

③ 中堅職員の育成（入組10年から20年程度までの職員）

総合職については、入組後、10年を目途に能力の適性判断、更に10年後に再度適性判断を行い、活躍分野を選定し、能力の向上及び分野に合致したキャリアの育成を図ってまいります。

④ 女性職員のキャリア形成

女性が進むべきキャリア形成を実感できるように、段階を踏んだ研修態勢を

構築し実践いたします。特に女性役席者及び中堅女性職員については融資推進についての知識の習得を目指した教育を図るものとします。

第4 全信組連による優先出資の引受にかかる事項

全信組連が引き受けている当組合の優先出資の状況は以下のとおりです。

1. 種類	社債型非累積的永久優先出資
2. 申込期日（払込日）	2012年1月18日（水）
3. 発行価額 非資本組入額	1口につき 50,000 円（額面金額 1 口 500 円） 1口につき 25,000 円
4. 発行総額	16,000 百万円
5. 発行口数	320,000 口
6. 配当率	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト ただし、日本円T I B O R（12 ヶ月物）又は8%のうちいずれか低い方を上限とする。
7. 累積条項	非累積的
8. 参加条項	非参加
9. 残余財産の分配	残余財産の分配は、定款に定める方法に従い、次に掲げる順序によりこれを行うものとする。 ① 優先出資者に対して、優先出資の額面金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する。 ② 優先出資者に対して、優先出資の払込金額から額面金額を控除した金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する（当該優先出資の払込金額が額面金額を超える場合に限る。）。) ③ 前①及び②の分配を行った後、なお残余があるときは、払込済みの普通出資の口数に応じて按分して組合員に分配する。 ④ 残余財産の額が前①及び②により算定された優先出資者に対する分配額に満たないときは、優先出資者に対して、当該残余財産の額をその有する口数に応じて分配する。

第5 収益の見通し

業務粗利益は、地域の中小企業の皆様に対し、これまでと同様の支援を実施してまいりますが、数々の自然災害による復興需要が減少しており、また、事業性資金の需要が低迷していることから、本計画期間内での貸出金利息は大きく増加しない見通しであります。有価証券及び預け金利息に関しては、金利上昇の中で若干の増加は見込める見通しであります。

経費は、現在人員不足の状況であることから若干名の人員増加を計画しており、人件費の増加を見込んでおります。

コア業務純益は、上記要因により 1 億円前後の見通しとしております。

与信関係費用は、毎年 5 千万円の見通しとしております。

以上より、当期純利益は毎年 5 千万円程度の見通しとしております。2025年 3 月期以降の決算につきましては、本経営計画に基づく施策を着実に実施することで地域とともに発展し、収益力の強化、収益の積上げを着実に進めてまいります。

【収益の見通し】

(単位：百万円)

	2024/3 実 績	2025/3 見通し	2026/3 見通し	2027/3 見通し	2028/3 見通し	2029/3 見通し
業務粗利益	1,066	985	1,021	1,026	1,030	1,015
資金利益	1,051	1,004	1,045	1,050	1,054	1,038
役務取引等利益	▲17	▲18	▲24	▲24	▲24	▲23
その他業務利益	32	▲1	0	0	0	0
経費	846	892	887	881	879	882
コア業務純益	194	93	134	145	151	133
貸倒引当金	272	1	52	52	52	52
一般貸倒引当金	54	▲4	2	2	2	2
個別貸倒引当金	218	5	50	50	50	50
経常利益	▲50	91	77	88	94	76
特別損益	▲4	0	0	0	0	0
当期純利益	▲69	57	45	53	57	43
利益剰余金	77	100	124	151	180	196

第6 剰余金の処分の方針

当信用組合は、地域に根差した協同組織金融機関として、お取引先の皆様から出資金をお預かりして信用組合事業を行い、これらにより生じた利益剰余金により内部留保の充実に努め健全性を維持するとともに、配当金をお支払いしてまいりました。

今後も、本計画の実践による収益力の強化と業務の効率化を進め、優先出資配当を含め安定した配当を実施・継続していくとともに、内部留保の蓄積により優先出資の返済を目指していきたいと考えております。

＜当期純利益、利益剰余金の見通し＞

(単位：百万円)

	2024/3期 実績	2025/3期 計画	2026/3 期 計画	2027/3 期 計画	2028/3 期 計画	2029/3 期 計画
当期純利益	▲69	57	45	53	57	43
利益剰余金	7,857	7,892	7,920	7,953	7,990	8,013
その他利益剰余金	6,657	6,684	6,703	6,724	6,745	6,749

	2030/3期 計画	2031/3期 計画	2032/3 期 計画	2033/3 期 計画	2034/3 期 計画	2035/3 期 計画
当期純利益	51	86	82	86	93	89
利益剰余金	8,044	8,086	8,126	8,166	8,209	8,243
その他利益剰余金	6,758	6,800	6,840	6,880	6,923	6,957

	2036/3期 計画	2037/3期 計画	2038/3 期 計画	2039/3 期 計画	2040/3 期 計画	2041/3 期 計画
当期純利益	91	100	102	104	96	107
利益剰余金	8,276	8,315	8,352	8,387	8,410	8,442
その他利益剰余金	6,990	7,029	7,066	7,101	7,124	7,156

	2042/3期 計画	2043/3期 計画	2044/3 期 計画	2045/3 期 計画	2046/3 期 計画	2047/3 期 計画
当期純利益	117	115	111	97	98	99
利益剰余金	8,481	8,514	8,540	8,549	8,558	8,567
その他利益剰余金	7,195	7,228	7,254	7,263	7,272	7,281

	2048/3期 計画
当期純利益	100
利益剰余金	8,576
その他利益剰余金	7,290

第7 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(1) 経営管理に係る体制及び今後の方針

① ガバナンス体制

当信用組合では、重要な経営上の意思決定機関として、常勤理事5名と非常勤理事4名で構成する理事会を設置しているほか、常勤理事のみによる常務会において日常的な業務執行を担っております。

理事会では、「内部統制基本方針」や、これに基づく「法令等遵守基本方針」、「顧客保護等管理方針」及び「統合的リスク管理方針」を制定し、その重要性をあらゆる機会を通じて全役職員に対して周知徹底することで、透明性のある業務運営と、適切な経営管理態勢の確保に努めております。

今後におきましても、基本方針等に沿って、業務の健全かつ適切な運営の確保に努めてまいります。

② 内部監査

当信用組合では、内部監査部署である監査部を理事長直轄の組織とし、その独立性を確保しております。

監査部は、「内部統制基本方針」に基づく監査を通じて、各部店における内部管理態勢、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢及びリスク管理態勢の有効性を評価し、問題点の発見・指導に留まらず、改善方法にまで踏み込んだ提言を行っております。

今後におきましても、基本方針に沿った内部監査を実施するとともに、必要に応じて内部監査態勢の改善を図ってまいります。

③ 強化計画の進捗管理

強化計画につきましては、経営改善支援委員会が一元的に管理を行い、その状況を常務会に報告するとともに、常務会は、進捗状況の確認と施策の検証を実施してまいります。

また、強化計画に掲げる施策への取り組みが捗々しくない場合には、経営改善支援委員会に対し、原因究明と改善策の検討・策定などを指示してまいります。

さらに常務会は、理事会に対し、強化計画の進捗や検討・指示事項を報告し、牽制機能の強化に努めてまいります。

(2) 業務執行に対する監査または監督の体制及び今後の方針

① 内部監査体制

当信用組合では、理事の業務執行の適切性を確保するために監事を選任しており、各種会議や理事会に出席するとともに、必要な所見を述べております。さらに、監事会の開催のほか、当信用組合の内部監査部門である監査部と連携し、業務執行の適切性の検証と、理事会への検証結果の報告を行っております。

なお、監査部につきましては、他部門との利益相反関係の遮断と独立性の確保の観点から理事長直轄としており、当信用組合内の内部管理態勢等を監査し、また業務執行上の問題点にかかる改善の提言を行っております。

さらに、当信用組合ではコンプライアンス醸成の重要性を十分認識していることから、理事会や店長会議において常時コンプライアンスを議題とした研修等を実施することで、理事同士並びに管理職の善管注意義務や監視義務等の意識の徹底を図っております。

今後におきましても、基本方針に沿った内部監査を実施するとともに、必要に応じて内部監査態勢の改善を図ってまいります。

② 外部監査体制

強化計画の進捗状況の管理・監督、経営戦略や基本方針についての客観的な立場からの評価・助言を受け、経営の客観性・透明性を高めるため、信用組合業界の系統中央金融機関である全信組連の経営指導を受けるとともに、定期的

に監査機構監査を受査しております。

さらに、経営全般の業務運営の健全性確保のために、将来的な強化計画の実施状況確認も含め、外部監査人における定例監査を受けることとしております。

今後におきましても、外部監査体制を維持し、経営に対する評価の客観性とガバナンスの強化に努めてまいります。

（３）与信リスクの管理及び市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況並びにこれらに対する今後の方針

① 信用リスク管理

信用組合は、相互扶助をモットーとする非営利組織であり、その設立の趣旨においても、地域の中小規模事業者及び個人同士等の資金融通を由来としております。

このため、法令上も、お取引の出来るお客様について制限が付されているなど、その特性は際立っており、中小規模事業者や個人に対する最後の貸し手、いわゆる「ラストリゾート」として地域の金融機能を支えてまいりました。

従いまして、お客様につきましては、概して事業規模等が中・小規模であり、大規模事業者に比して、財務基盤や経営環境に対する変化等に本来的に脆弱な傾向が見受けられます。

こういった傾向を受け、当信用組合では、お客様との融資にかかる基本方針であるクレジットポリシーを制定し、これを具体化した「信用リスク基本方針」や「信用リスク管理規定」に基づく与信管理の徹底や審査態勢の充実、モニタリング等により、信用リスクの軽減を図っております。

具体的には、信用リスク管理システム、担保不動産評価管理システムを基にした厳格な審査の実践や「大口与信先」「延滞債権等の管理債権先」など常時管理する先を抽出した月次債権管理などを行っております。

審査管理体制の強化に向けては、所管部の増員を図りましたほか、今後も定例の人事異動等において更なる増員を予定する等、審査の質の維持向上により体制整備に努めていく方針であります。

また、これまでは原発事故の避難地域を中心に被災者支援や復興関連工事等のため1先に対する融資額は拡大した面もありましたが、今後は特別貸出F Sの継続的な実施等により、新規のお客様からの要望に対し適切な商品を提供してまいります。これにより、融資先数の増加および小口でのリスク分散を図ってまいります。

加えて、経営改善支援態勢におきましては経営改善支援コーディネーターとの協働により、経営課題を抱えた顧客に速やかに対応できる態勢を整えてまいります。

今後におきましても、引き続き基本方針等に沿った運用を図り、信用リスク管理の徹底に努めてまいります。

② 市場リスク管理

当信用組合では、市場リスクの適切な管理と検証を行っていくため、「統合的リスク管理方針」並びに「リスク管理方針」さらには「市場リスク管理規定」を定めております。

また、上記管理方針に基づき、年度毎に余裕資金運用方針・計画を策定するとともに、国債・地方債等の安全性の高い債券を中心に運用しております。

市場リスク管理態勢につきましては、リスク管理部署によるモニタリングを実施し、その結果を、ALM委員会を通じて定期的に常務会へ報告することで、経営陣が適切に評価・判断できる体制を整えております。

加えて、マーケット環境の変化により時価が大きく変動した場合への備えとして、各種アラームポイントやロスカットルールを設けております。

今後におきましても、引き続き管理方針等に沿った運用を図り、市場リスク管理の徹底に努めてまいります。

③ 流動性リスク管理

当信用組合では、直面する流動性リスクを適切に管理していくための「流動性リスク管理規定」を制定し、日次で資金の動きをモニタリングする体制としております。

これにより、資金面で重大な動きがある場合は速やかに担当理事を通じて常務会に報告するなど迅速な対応をとることが可能となり、資金繰りの安定化が図られております。

なお、東日本大震災後の流動性預金の動向につきましては、震災に伴う保険金の支払いや原発事故に対する賠償金の一部支払い等により増加いたしました。震災からの復興の動きが顕著となるに従い、漸減すると考えております。このため、預金の減少を想定した資金運用により、流動性の確保を最優先に対応してまいります。

④ オペレーショナル・リスク管理

当信用組合では、オペレーショナル・リスクの総合的な管理の重要性に鑑み、事務・システム・法務などの各種リスクに分類のうえ、各種リスクの特性や統制の有効性などに応じた個別の管理を行っていくことにより、全体のリスク管理の適正性を確保しながら、当該リスクの発生防止と発生時における想定損失額を極小化することで、お客様からの信用・信頼を高め、経営の維持・安定を図っております。

具体的には、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク、災害・犯罪リスク及び人事労務リスクに特定し、各リスクについて、所管部署を定めております。所管部署は、各種方針、規定、マニュアルを遵守させる取り組みを強化しており、リスクの極小化及びリスクの顕在化の未然防止に努めております。

さらに、事務リスクの未然防止における対応といたしまして、全ての事務ミ

スに関して発生原因の分析を行い、常務会へ定期的に報告するとともに、全部店に周知することで、類似事案の再発防止と注意喚起を行っております。

今後も、規程に沿った運用に努めるとともに、必要に応じて管理態勢の改善を図るなど、引き続きオペレーショナル・リスク管理の徹底に取り組んでまいります。

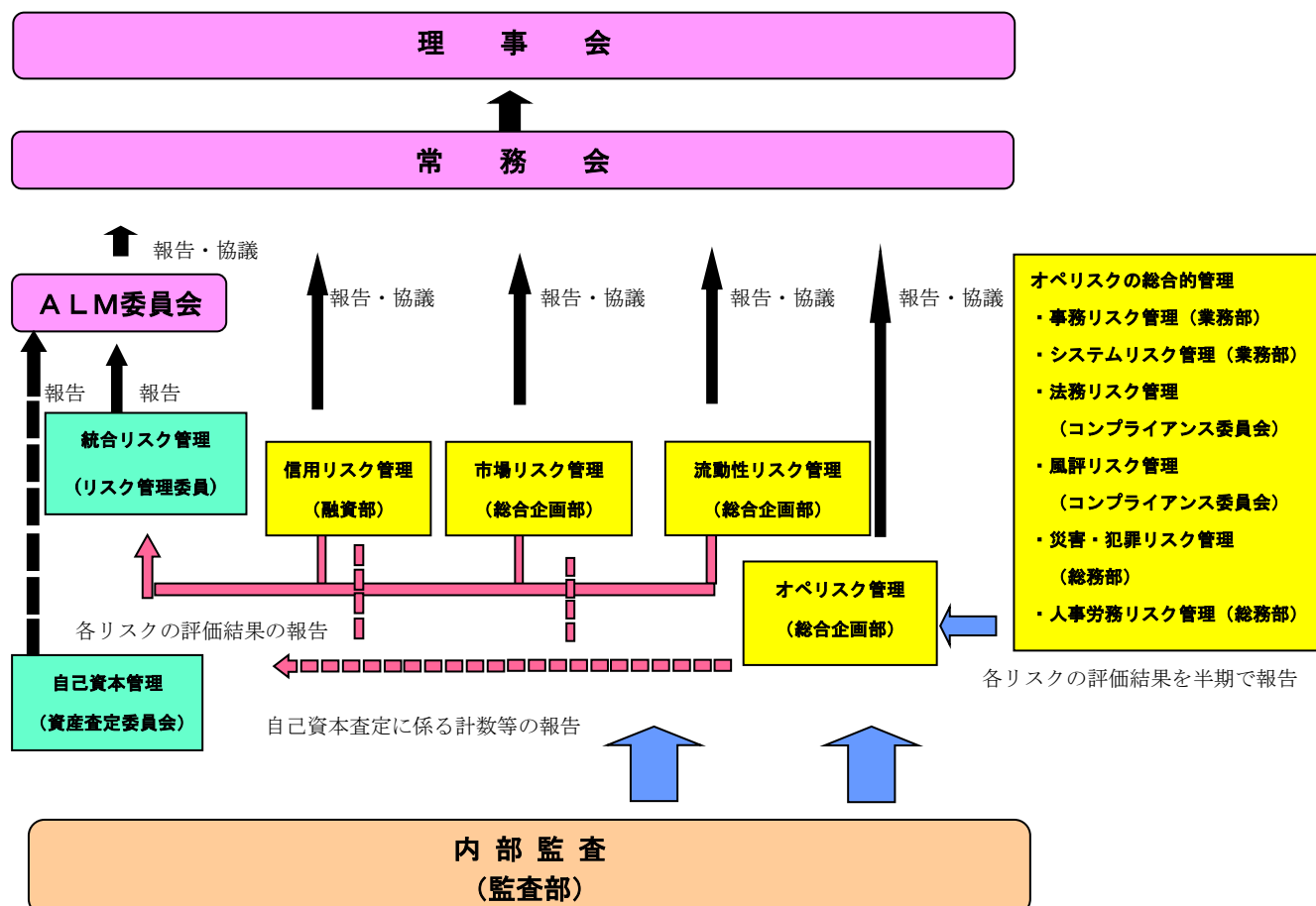
⑤ 情報開示の充実

当信用組合は地域密着型の金融機関として、地域の住民であるお客様や組合員の皆様に対し、当信用組合への理解を深めていただき、また、経営の透明性を確保するためにも、迅速かつ充実した経営情報を開示し、日々、積極的な営業活動に前向きに取り組んでおります。

今後とも、従来と同様、ディスクロージャー誌については、決算期ごとに法令で定められた開示内容以外にも、経営理念、リスク管理態勢、コンプライアンス管理態勢の状況をはじめ、震災からの復興状況や、地域経済への貢献に関する情報等を分かりやすく伝えられるように作成し、窓口に備え置くほか、当信用組合のホームページ上でも公開いたします。

また、9月期においても経営内容に関するレポートを作成し、ディスクロージャー誌と同様の方法で開示しております。

【 リスク管理及び自己資本管理体制・イメージ図 】



【 当信用組合のオペリスク管理体制 】

	担当部署	主な取り組み
事務リスク	業務部	事務事故（ミスを含む）の月次管理
システムリスク	業務部	S K C（信組情報サービス）や全信組センター並びに委託業者との連携によるシステム障害対応など
法務リスク	コンプライアンス委員会	リーガルチェック（状況により、弁護士や外部機関へのリーガルチェックを依頼）
風評リスク	コンプライアンス委員会	各営業店よりの連絡体制の統括
災害・犯罪リスク	総務部	動産・不動産の保全管理（但し、システムに係る有形資産はシステムリスク）及び犯罪への備えに係るB P Cマニュアルの制定及び訓練
人事労務リスク	総務部	定期的な管理職・一般職員それぞれからの意見聴取など

第8 経営強化のための前提条件

経営強化のための前提条件は以下のとおりです。

（金利）

金利の見通しにつきましては、2024年3月末の水準よりも上昇したのち、2025年3月末の水準にて推移するものと想定しております。

（為替）

為替（ドル／円）レート見通しにつきましては、2024年3月末の水準を基に145円前後にて推移するものと想定しております。

（株価）

株価の見通しにつきましては、2024年3月末の水準を基に、計画期間内は38,000円前後の水準にて推移するものと想定しております。

		2024/3 実績	2025/3 (前提)	2026/3 (前提)	2027/3 (前提)	2028/3 (前提)	2029/3 (前提)
金	無担保コール翌日物	0.077	0.250	0.250	0.250	0.250	0.250
利	新発10年国債利回り	0.725	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
為替相場（ドル／円）		151.40	145.00	145.00	145.00	145.00	145.00
日経平均株価		40,369	38,000	38,000	38,000	38,000	38,000

※2024/3の実績値は、以下の数値を記載しております。

- ・無担保コール翌日物：日本銀行が公表する無担保コール0/N物レート（平均値）
- ・新発10年国債利回り：Q U I K社が算出する終値レート
- ・ドル/円レート：みずほ銀行が公表する午前10時時点の中値レート
- ・日経平均株価：終値

以 上

内閣府令附則第 24 条 第 2 号に掲げる書類

- 最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等、当該貸借対照表等の作成の日における自己資本比率を記載した書面、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

第 73 期（令和 6 年 3 月 31 日現在）貸 借 対 照 表

令和 6 年 4 月 24 日 作成		住 所	福島県相馬市中村字大町69
令和 6 年 6 月 7 日 備付		信 用 組 合 名	相双五城信用組合
		理 事 長	梅澤 国夫
科目	金 額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金	981,811 千円	預金	90,033,262 千円
預金	34,588,709	当座預金	161,934
有価証券	34,055,329	普通預金	33,606,591
国債	6,934,994	貯蓄預金	1,754
地方債	2,226,010	通知預金	3,347
株式	15,211,918	定期預金	50,289,432
債券	112,304	積立預金	5,831,784
その他の証券	9,570,102	その他の預金	138,417
貸付金	38,044,470	その他の負債	154,479
形付貸付金	9,986	未決済為替	19,129
手貸貸付金	774,424	未払費用	41,624
引当金	37,013,217	未給付補填	13,446
座金	246,842	未払受取	8,040
その他の資産	1,505,439	未払戻金	16,904
未決済為替	10,405	未済債	9,373
全信組連出資	947,900	資産除却負債	26,005
前払収取	2,957	その他の負債	15,570
未払収取	196,234	賞与引当金	4,384
その他の資産	347,940	役員退職慰労引当金	29,383
有形固定資産	953,507	睡眠預金損失引当金	126,849
建物	520,836	偶発債務の部	1,030
リース資産	270,858	負債の部の合計	21,126
土地	26,005	純資産の部	37,533
その他の有形固定資産	135,807	出資	90,403,664
無形固定資産	3,055	普通優先出資	8,585,151
ソフトウェア	1,390	資本剰余金	585,151
その他の無形固定資産	1,664	資本剰余金	8,000,000
繰上金	12,358	資本剰余金	2,955,022
延税引当金	37,533	利益剰余金	2,955,022
繰上金	△ 1,795,306	利益剰余金	7,858,305
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,524,854)	利益剰余金	1,200,500
		その他の利益剰余金	6,657,805
		特別積立金	6,580,000
		当期未処分剰余金	77,805
		組合員勘定合計	19,398,478
		その他の有価証券評価差額金	△ 1,415,234
		純資産の部合計	17,983,244
資産の部合計	108,386,909	負債及び純資産の部合計	108,386,909

貸 借 対 照 表 の 注 記

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	13年～50年
その他	3年～20年

5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

9. 当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

（1）制度全体の積立状況に関する事項（令和5年3月31日現在）

年金資産の額	219,079百万円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	216,116百万円
差引額	<u>2,962百万円</u>

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

0. 5 1 4 %

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高11,094百万円及び別途積立金14,056百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間9年の元利均等償却であり、当組合は、当期の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金6百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
13. 収益の計上方法について、当組合の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は、損益計算書の注記において収益を理解するための基礎となる情報とあわせて注記しております。
14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
15. 重要な会計上の見積り
会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類等にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類等に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。
 - (1) 貸倒引当金
 - ① 当事業年度の計算書類等に計上した金額 1,795,306千円
 - ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
貸倒引当金の算出方法と見積りの算出に用いた主要な仮定は、重要な会計方針として7に記載しております。
主要な仮定として、債権の資産査定においては、貸出先等の決算書に基づく財務情報等を基礎として債務者の信用リスクを個別に評価し、足許の業績の状況や返済実績等を踏まえて債務者区分を査定しております。また、担保の処分可能見込額は、担保不動産に係る路線価や固定資産税評価額等を基礎として、当組合の過去の回収実績と将来の価値の変動見通しから個別に評価しております。
なお、貸出先等の業績変化等により、債務者区分の判定に用いた仮定が変化した場合、及び担保不動産の評価に用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度の計算書類等に重要な影響を及ぼす可能性があります。
16. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リ

スクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、信用リスク管理規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に常勤理事による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会に於いて分析・検討内容を常務会に報告し、常務会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期ベースで常務会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、常務会の監督の下、市場リスク管理規定に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

当組合で保有している株式は、出資目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総合企画部を通じ、理事会、常務会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iii) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行を常務会の承認の下実施されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当組合では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」及び「借入金」の市場リスク量を VaR により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当組合の VaR はモンテカルロ法（保有期間 63 日、信頼区間 99%、観測期間 2 年）、GPS 法（保有期間 63 日、信頼区間 99%、観測期間 1 年）により算出しており、令和 6 年 3 月 31 日（当事業年度の決算日）現在で当組合の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で 2,141 百万円です。

なお、当組合では、VaR による市場リスク計測の有効性を確認するため、全国信用協同組合連合会より提供されるボラティリティデータによりテストを実施しております。但し、VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預け金、預金積金及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

17. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金（*1）	34,588	34,592	4
(2) 有価証券（*2）			
満期保有目的の債券	2,896	2,858	△38
其他有価証券	31,045	31,045	—
(3) 貸出金（*1）	38,044		
貸倒引当金（*2）	△1,597		
	36,447	37,467	1,020
金融資産計	104,978	105,964	985
(1) 預金積金（*1）	90,033	89,993	△39
金融負債計	90,033	89,993	△39

（*1）預け金、貸出金及び預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、其他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針31号 令和3年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

（1）預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

（2）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価額を時価とみなしております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については18に記載しております。

（3）貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

- ① 6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。
- ② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

（1）預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 市場価格のない株式等及び全信組連出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式及び出資金 (* 1)	112
全信組連出資金 (* 1)	947
合 計	1,060

(* 1) 非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

18. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

これらには、「国債」「地方債」「社債」「その他の証券」があります。以下19まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	595	600	4
地方債	-	-	-
社 債	-	-	-
その他	1,000	1,005	5
小 計	1,595	1,606	10

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	-	-	-
地方債	-	-	-
社 債	301	297	△3
その他	1,000	954	△45
小 計	1,301	1,251	△49
合 計	2,896	2,858	△38

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
国 債	307	304	3
地方債	1,724	1,712	11
社 債	2,804	2,793	11
その他	2,193	2,153	40
小 計	7,031	6,964	66

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
国 債	6,031	6,572	△541
地方債	501	502	0
社 債	12,106	12,680	△574
その他	5,375	5,741	△365
小 計	24,014	25,496	△1,481
合 計	31,045	32,460	△1,415

- (5) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
 (6) 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位：百万円)

売却価額	売却益	売却損
1,071	43	2

19. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	531	2,119	6,242	15,479
国債	-	-	305	6,629
地方債	531	624	962	106
社債	-	1,494	4,974	8,742
その他	299	2,286	1,304	2,817
合計	831	4,405	7,547	18,297

20. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,667百万円
危険債権額	1,412百万円
三月以上延滞債権額	43百万円
貸出条件緩和債権額	154百万円
合計額	3,277百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は9百万円であります。

22. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,931百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが2,786百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

23. 有形固定資産の減価償却累計額 1, 223百万円

24. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金（注1）	82百万円
貸倒引当金	395
減価償却費	37
その他有価証券評価差額金	387
その他	78
繰延税金資産小計	981
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注1）	△82
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△884
評価性引当額小計	△966
繰延税金資産合計	15
繰延税金負債	
その他	2
繰延税金負債合計	2
繰延税金資産（△負債）の純額	12百万円

（注1）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超	合計
税務上の繰越欠損金（a）	—	—	—	—	82	82
評価性引当額	—	—	—	—	△82	△82
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—

（a）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

25. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 518百万円

26. 担保に提供している資産は、公金取扱い、為替取引及び日本銀行歳入復代理店取引等のために預け金1, 272百万円を担保として提供しております。

27. 出資1口当たりの純資産額は1, 691円90銭です。

第 73 期 [令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 3 1 日 まで] 損 益 計 算 書

令和 6 年 4 月 24 日 作成
令和 6 年 6 月 7 日 備付

住 所 福島県相馬市中村字大町69
信 用 組 合 相双五城信用組合
理 事 長 梅澤 国夫

科 目		金 額
経常収入	益	1,195,883 千円
貸預金	利息	1,092,331
貸預金	当利配	591,330
貸預金	当利配	37,890
貸預金	当利配	427,236
貸預金	当利配	35,873
貸預金	当利配	42,925
貸預金	当利配	20,020
貸預金	当利配	22,904
貸預金	当利配	49,708
貸預金	当利配	43,750
貸預金	当利配	454
貸預金	当利配	5,503
貸預金	当利配	10,917
貸預金	当利配	6,135
貸預金	当利配	3,189
貸預金	当利配	1,180
貸預金	当利配	412
経常収入	費用	1,246,222
貸預金	費用	40,216
貸預金	費用	31,443
貸預金	費用	8,772
貸預金	費用	59,054
貸預金	費用	7,317
貸預金	費用	51,736
貸預金	費用	17,489
貸預金	費用	2,226
貸預金	費用	15,263
貸預金	費用	846,662
貸預金	費用	498,688
貸預金	費用	314,432
貸預金	費用	33,540
貸預金	費用	282,800
貸預金	費用	273,587
貸預金	費用	2
貸預金	費用	1,041
貸預金	費用	2,024
貸預金	費用	5,472
貸預金	費用	672
経常収入	損失	50,338
経常収入	損失	577
経常収入	損失	4,877
経常収入	損失	54,639
経常収入	損失	3,826
経常収入	損失	10,611
経常収入	損失	14,437
経常収入	損失	69,077
経常収入	損失	146,882
経常収入	損失	77,805

損 益 計 算 書 の 注 記

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 収益を理解するための基礎となる情報は以下のとおりであります。
顧客との契約から生じる収益の主なものは融資業務や為替業務に基づく受入手数料（一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む）であり、これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
3. 特別利益の「その他の特別利益」577千円は、経営コスト削減支援補助金によるものです。
4. 出資 一口当たりの当期純利益 △60円95銭

剰余金処分計算書

令和 5年 4月 1日から

第73期

令和 6年 3月31日まで

相双五城信用組合

(単位:円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	77,805,413
合 計	77,805,413
これを次の通り処分いたします	
利 益 準 備 金	8,000,000
普通出資に対する配当金	3.00% 17,691,045
優先出資に対する配当金	0.02% 3,200,000
計	28,891,045
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	48,914,368

基準日	2024	3	31
-----	------	---	----

第7表 単体自己資本比率

(単位：千円、%)

項目	当期末	
		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員 勘定又は会員勘定の額	19,377,587	
うち、出資金及び資本剰余金の額	11,540,173	
うち、利益剰余金の額	7,858,305	
うち、外部流出予定額 (△)	20,891	
うち、上記以外に該当するものの額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金 の合計額	270,451	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	270,451	
うち、適格引当金コア資本算入額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて 発行された資本調達手段の額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第4条第6項)により コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	19,648,039	
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライ ツに係るものを除く。)の額の合計額	2,218	
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシン グ・ライツに係るもの以外の額	2,218	
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の 額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であっ て自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるも のを除く。)の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本 調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額		
特定項目に係る10%基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に 該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに 係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに 限る。)に関連するものの額		
特定項目に係る15%基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に 該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに 係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに 限る。)に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2,218	
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	19,645,820	

リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	50,050,093	
資産（オン・バランス）項目	50,013,111	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第12条第8項）を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額		
オフ・バランス取引等項目	36,982	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額		
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,073,575	
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額（二）	52,123,668	
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（二））	37.69	%

- (注) 1. 本表は、国内基準の適用を受ける信用組合が記載するものとする。
2. 本表における項目の内容については、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成19年金融庁告示第17号）における別紙様式第1号に従うものとする。
3. 他の金融機関等（自己資本比率告示第14条第3項に規定する「他の金融機関等」をいう。）の対象資本等調達手段の額について、以下の表に記載すること。

(単位：千円)	
区分	残高（末残）
対象普通出資等（に相当するもの）	
連合会の対象普通出資等（に相当するもの）	947,900
対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもの（に相当するもの）	
その他外部TLAC関連調達手段	199,754
うち、経過措置対象その他外部TLAC関連調達手段であって、経過措置（10年間）により150%のリスク・ウェイトを適用していない額	199,754
うち、国内TLAC規制対象会社の同順位商品であって、経過措置（5年間）により150%のリスク・ウェイトを適用していない額	

4. 信用リスクに関する記載：（標準的手法採用組合等＝1、基礎的内部格付手法採用組合等＝2、先進的内部格付手法採用組合等＝3）
5. オペレーショナル・リスクに関する記載：（基礎的手法を使用＝1、粗利益配分手法を使用＝2、先進的計測手法を使用＝3）

1

1

--

計表ID	FN103	Ver.201903
基準日(西暦年/月)	2024	12
金融機関コード	2095	
金融機関名	相双五城信用組合	
担当部署	総合企画部 経理課	

別紙様式1-1

都道府県名	福島県
-------	-----

日 計 表
(令和6年12月末現在)

(単位:円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	1,105,775,922	預 金	89,202,185,246
(うち小切手・手形)	(0)	普 通 預 金	226,094,738
外 国 通 貨	0	貯 蓄 預 金	33,719,342,742
預 け 金	35,522,288,032	通 知 預 金	3,781,286
(うち全信組連預け金)	(34,827,785,618)	別 段 預 金	47,023,681
譲 渡 性 預 け 金	0	納 税 準 備 預 金	173,783,356
買 入 り 手 形	0	[小 計]	8,436,827
コ ー ル ロ ー ン	0	定 期 預 金	34,178,462,630
買 入 り 現 金 勘 定 金	0	定 期 積 金	49,352,220,763
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	0	[小 計]	55,023,722,616
買 入 り 金 銭 債 権	0	非 居 住 者 円 預 金	0
金 銭 の 信 託	0	外 貨 預 金	0
商 品 有 価 証 券	0	[小 計]	0
商 品 有 価 証 券	0	譲 渡 性 預 金	0
商 品 地 方 債 権	0	借 入 金	0
商 品 政 府 保 証 債 権	0	借 入 金	0
そ の 他 の 商 品 有 価 証 券	0	再 割 引 手 形	0
有 価 証 券	35,129,095,342	売 渡 手 形	0
国 債	8,170,144,445	コ ー ル マ ー ケ ッ ト	0
地 方 債	2,297,398,130	売 入 り 現 金 勘 定 金	0
短 期 社 債	14,483,363,047	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	0
(公 社 公 団 債)	(504,292,100)	コ マ ー シ ャ ル ・ ベ ー バ	0
(金 融 債)	(0)	外 為 替 率	0
(そ の 他 の 社 債)	(13,979,070,947)	外 国 他 店 預 り	0
株 式	112,304,000	外 国 他 店 借 入	0
貸 付 信 託	0	売 渡 外 国 為 替	0
投 資 信 託	3,458,047,518	未 払 外 国 為 替	0
外 国 証 券	6,607,266,950	そ の 他 の 負 債	107,570,151
そ の 他 の 証 券	571,252	未 決 済 為 替 借 入	10,900,063
貸 出 金	36,557,894,614	未 決 済 為 替 借 入	39,580,804
(うち金融機関貸付金)	(0)	給 付 補 填 備 用 金	14,195,991
割 引 手 形 付 金	5,215,000	未 払 法 人 税 等	0
手 形 貸 付 金	1,810,354,000	前 受 収 益	0
証 書 貸 付 金	34,513,999,755	未 払 諸 税	4,870,014
証 書 貸 付 金	228,325,859	未 払 配 当 金	1,754,506
外 国 為 替 替 替	0	未 払 未 済 持 分	0
外 国 他 店 預 け	0	厚 生 金 基 金 未 払 賦 金	0
外 国 他 店 貸 付	0	職 員 預 り	0
買 入 り 外 国 為 替	0	先 物 取 引 受 入 証 拠 金	0
取 立 外 国 為 替	0	先 物 取 引 差 金 勘 定 金	0
そ の 他 の 資 産	1,534,858,670	借 入 商 品 債 権	0
未 決 済 為 替 貸 付	5,540,602	借 入 有 価 証 券	0
全 信 組 連 出 資 金	947,900,000	売 付 商 品 債 権	0
そ の 他 の 出 資 金	350,000	売 付 債 権	0
前 払 取 引 費 用 益	0	金 融 派 生 商 品	0
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	168,248,056	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	0
先 物 取 引 差 金 勘 定 金	0	リ ー ス 債 務	20,704,900
保 管 有 価 証 券 等	0	資 産 除 去 債 務	15,570,893
金 融 派 生 商 品	0	未 払 送 金 為 替	0
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	0	仮 受 金	12,980
リ ー ス 投 資 担 保 金	0	そ の 他 の 負 債	0
仮 払 金	264,499,293	本 支 店 勘 定 金	0
そ の 他 の 資 産	148,320,719	代 理 業 務 勘 定 金	0
本 支 店 勘 定 金	0	賞 与 引 当 金	29,383,500
有 形 固 定 資 産	968,131,293	役 員 賞 与 引 当 金	0
建 物	520,836,496	退 職 給 付 引 当 金	0
土 地	271,450,202	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	126,849,198
リ ー ス 資 産	26,005,450	そ の 他 の 引 当 金	22,156,601
建 設 仮 固 定 資 産	0	特 別 法 上 の 引 当 金	0
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	149,839,145	繰 延 税 金 負 債	0
無 形 固 定 資 産	3,055,155	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	0
ソ フ ト ウ ェ ア	1,390,450	債 務 保 証 金	19,539,224
の れ ば ば	0	負 債 計 算	89,507,683,920
リ ー ス 資 産	0	純 資 産	19,380,488,452
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	1,664,705	出 資 金	8,588,052,000
前 払 年 金 費 用 益	0	普 通 出 資 金	588,052,000
繰 延 税 金 費 用 益	12,358,421	優 先 出 資 金	8,000,000,000
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 費 用 益	0	そ の 他 の 出 資 金	0
債 務 保 証 金	19,539,224	優 先 出 資 申 込 証 拠 金	0
貸 倒 引 当 金	△ 1,783,885,236	資 本 剰 余 金	2,955,022,084
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,513,433,994)	資 本 剰 余 金	2,955,022,084
そ の 他 の 引 当 金	0	そ の 他 の 資 本 剰 余 金	0
		利 益 剰 余 金	7,837,414,368
		利 益 剰 余 金	1,208,500,000
		そ の 他 の 利 益 剰 余 金	6,628,914,368
		特 別 積 立 金	6,580,000,000
		(うち目的積立金)	(30,000,000)
		繰 上 げ 金	48,914,368
		未 処 分 剰 余 金	0
		自 己 優 先 出 資 金	0
		自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	0
		そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		土 地 再 評 価 差 額 金	0
		負 債 及 び 純 資 産	108,888,172,372
		期 中 損 益	180,939,065
合 計	109,069,111,437	合 計	109,069,111,437

店舗数(店舗)	14
(うち本・支店(店舗))	14
(うち出張所(店舗))	0
出資口数(口)	1,176,104
組合員数(人)	16,598

常勤従業員数(人)	82
(うち役員(人))	6
(うち男性職員(人))	47
(うち女性職員(人))	29

日計表（令和 6 年 12 月末現在）

（損 益 勘 定）

都道府県名 福島県

組 合 名 相双五城信用組合

コード番号 2095

科 目	損	失
預 金 積 金 利 息		30,579,034 円
預 金 利 息		24,002,207
給 付 補 填 備 金 繰 入 額		6,576,827
譲 渡 性 預 金 利 息		0
借 入 金 利 息		0
借 入 金 利 息		0
再 割 引 料		0
売 渡 手 形 利 息		0
コ ー ル ロ ー ン 利 息		0
買 入 手 形 利 息		0
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息		0
コ ー ル ロ ー ン 利 息		0
金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息		0
そ の 他 の 支 払 利 息		0
人 件 費		380,899,985
報 酬 ・ 給 料 ・ 手 当		313,462,830
退 職 給 付 費 用		4,324,277
社 会 保 険 料 等		63,112,878
物 件 費		200,314,584
事 務 費		108,054,789
固 定 資 産 費		44,236,452
事 業 費		25,894,271
人 事 厚 生 費		9,150,072
預 金 保 険 料		12,979,000
有 形 固 定 資 産 償 却		0
無 形 固 定 資 産 償 却		0
税 金		33,412,050
（うち法人税、住民税及び事業税）		23,799,050
役 務 取 引 等 費 用		45,544,521
支 払 為 替 手 数 料		6,567,158
そ の 他 の 支 払 手 数 料		250,470
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用		38,726,893
そ の 他 業 務 費 用		4,786,570
外 国 為 替 売 買 損		0
外 国 通 貨 売 買 損		0
金 売 買 損		0
商 品 有 価 証 券 売 買 損		0
国 債 等 債 券 売 却 損		4,786,570
国 債 等 債 券 償 還 損		0
国 債 等 債 券 償 却		0
有 価 証 券 借 入 料		0
金 融 派 生 商 品 費 用		0
雑 損		0
臨 時 費 用		11,649,523
貸 出 金 償 却		11,437,821
株 式 等 売 却 損		0
株 式 等 償 却		0
金 銭 の 信 託 運 用 損		0
そ の 他 資 産 償 却		0
退 職 給 付 費 用（臨時分）		0
そ の 他 の 臨 時 費 用		211,702
特 別 損 失		679,228
固 定 資 産 処 分 損		679,228
減 損 損 失		0
そ の 他 の 特 別 損 失		0
引 当 金 繰 入 額 等		0
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		0
（うち個別貸倒引当金繰入額）		0
賞 与 引 当 金 繰 入 額		0
役 員 賞 与 引 当 金 繰 入 額		0
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入 額		0
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額		0
そ の 他 の 引 当 金 繰 入 額		0
そ の 他		0
法 人 税 等 調 整 額		0
損 失		707,865,495
期 中 損 益		180,939,065
合 計		888,804,560

科 目	利	益
貸 出 金 利 息		447,572,882 円
（うち金融機関貸付金利息）		0
貸 付 金 利 息		447,450,009
手 形 割 引 料		122,873
預 け 金 利 息		21,687,478
預 け 金 利 息		21,687,478
譲 渡 性 預 け 金 利 息		0
買 入 手 形 利 息		0
コ ー ル ロ ー ン 利 息		0
買 入 手 形 利 息		0
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息		0
有 価 証 券 利 息 配 当 金		333,086,410
金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息		0
そ の 他 の 受 入 利 息		29,701,562
（うち買入金銭債権利息）		0
（うち出資配当金）		29,701,000
（うち受入雑利息）		562
役 務 取 引 等 収 益		35,208,155
受 入 為 替 手 数 料		16,166,327
そ の 他 の 受 入 手 数 料		18,994,143
そ の 他 の 役 務 取 引 等 収 益		47,685
そ の 他 業 務 収 益		8,397,021
外 国 為 替 売 買 益		0
外 国 通 貨 売 買 益		0
金 売 買 益		0
商 品 有 価 証 券 売 買 益		0
国 債 等 債 券 売 却 益		3,063,516
国 債 等 債 券 償 還 益		3,304,669
有 価 証 券 貸 付 料		0
金 融 派 生 商 品 収 益		0
雑 益		2,028,836
臨 時 収 益		1,730,231
償 却 債 権 取 立 益		977,368
株 式 等 売 却 益		0
金 銭 の 信 託 運 用 益		0
そ の 他 の 臨 時 収 益		752,863
特 別 利 益		0
固 定 資 産 処 分 益		0
負 の の れ ん 発 生 益		0
そ の 他 の 特 別 利 益		0
引 当 金 取 崩 額 等		11,420,821
貸 倒 引 当 金 取 崩 額		11,420,821
（うち個別貸倒引当金取崩額）		11,420,821
賞 与 引 当 金 取 崩 額		0
役 員 賞 与 引 当 金 取 崩 額		0
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 取 崩 額		0
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 取 崩 額		0
そ の 他 の 引 当 金 取 崩 額		0
目 的 積 立 金 目 的 取 崩 額		0
そ の 他		0
法 人 税 等 調 整 額		0
利 益		888,804,560

店舗内現金自動設備	10 店	11 台
（うちCD	店	台）
（うちATM	10 店	11 台）
店舗外現金自動設備	4 店	4 台
（うちCD	店	台）
（うちATM	4 店	4 台）

計表ID	FN104	Ver.201903
基準日(西暦年/月)	2024	12
金融機関コード	2095	
金融機関名	相双五城信用組合	
担当部署	総合企画部 経理課	
都道府県名	福島県	

別紙様式1-2

日 計 表
(令和6年12月中平残)

(単位:円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	975,659,908	預 金	88,997,145,733
現 金	975,659,908	当 座 預 金	176,507,429
(うち小切手・手形)	0	普 通 預 金	33,571,882,776
外 国 通 貨	0	貯 蓄 預 金	3,709,027
金	0	通 知 預 金	48,827,384
預 け 金	35,695,760,705	別 段 預 金	119,453,349
預 け 金	35,695,760,705	納 税 準 備 預 金	7,625,094
(うち全信組連預け金)	34,757,053,197	[小 計]	33,928,005,059
譲 渡 性 預 け 金	0	定 期 預 金	49,290,405,273
買 入 手 形	0	定 期 積 金	5,778,735,401
コ ー ル ロ ー ン	0	[小 計]	55,069,140,674
買 入 現 先 勘 定	0	非 居 住 者 円 預 金	0
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	0	外 貨 預 金	0
買 入 金 銭 債 権	0	[小 計]	0
金 銭 の 信 託	0	譲 渡 性 預 金	0
商 品 有 価 証 券	0	借 用 金	0
商 品 国 債	0	借 入 金	0
商 品 地 方 債	0	当 座 借 越 金	0
商 品 政 府 保 証 債	0	再 割 引 手 形	0
そ の 他 の 商 品 有 価 証 券	0	売 渡 手 形	0
有 価 証 券	35,321,982,330	コ ー ル マ ネ	0
国 債	8,160,612,961	売 入 現 先 勘 定	0
地 方 債	2,297,398,130	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	0
短 期 社 債	0	コ マ ー シ ャ ル ・ ベ ー パ ー	0
社 債	14,685,781,626	外 国 為 替	0
(公 社 公 団 債)	504,292,100	外 国 他 店 預 り	0
(金 融 社 債)	0	外 国 他 店 借 入	0
(そ の 他 の 社 債)	14,181,489,526	売 渡 外 国 為 替	0
株 式	112,304,000	未 払 外 国 為 替	0
貸 付 信 託	0	そ の 他 の 負 債	110,303,284
投 資 信 託	3,458,047,518	未 決 済 為 替 借 入	11,560,128
外 国 証 券	6,607,266,950	未 決 済 費 用	39,560,804
そ の 他 の 証 券	571,145	給 付 補 填 備 用 金	14,130,236
貸 出 金	36,103,054,880	未 払 法 人 税 等	0
(うち金融機関貸付金)	0	前 受 収 益	0
割 引 手 形	5,295,645	未 払 諸 税	5,880,909
証 形 貸 付	1,403,921,741	未 払 配 当 金	1,754,844
証 書 貸 付	34,463,443,805	払 戻 未 済 金	0
当 座 貸 越	230,393,689	払 戻 未 済 持 分	0
外 国 為 替	0	厚 生 年 金 基 金 未 払 割 賦 金	0
外 国 他 店 預 け	0	職 員 預 り 金	0
外 国 他 店 貸 付	0	先 物 取 引 受 入 証 拠 金	0
買 入 外 国 為 替	0	先 物 取 引 差 金 勘 定	0
取 立 外 国 為 替	0	借 入 商 品 債 券	0
そ の 他 の 資 産	1,543,909,696	借 入 有 価 証 券	0
未 決 済 為 替 貸 金	5,566,471	売 付 商 品 債 券	0
全 信 組 連 為 替 貸 金	947,900,000	売 付 付 債 券	0
そ の 他 の 出 資 金	350,000	金 融 派 生 商 品	0
前 払 収 入 費 用	0	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	0
未 収 収 入 益	168,248,056	リ ー ス 債 務	21,160,861
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	0	資 産 除 去 債 務	15,570,893
先 物 取 引 差 金 勘 定	0	未 払 送 金 為 替	0
保 管 有 価 証 券 等	0	仮 受 金	684,609
金 融 派 生 商 品	0	そ の 他 の 負 債	0
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	0	本 支 店 勘 定	0
リ ー ス 投 資 金	0	代 理 業 務 勘 定	141,479
仮 払 金	273,524,450	賞 与 引 当 金	29,383,500
そ の 他 の 資 産	148,320,719	役 員 賞 与 引 当 金	0
本 支 店 勘 定	0	退 職 給 付 引 当 金	0
有 形 固 定 資 産	960,564,219	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	126,849,198
建 物	520,836,496	そ の 他 の 引 当 金	22,156,601
土 地	271,450,202	特 別 法 上 の 引 当 金	0
リ ー ス 資 産	26,005,450	繰 延 税 金 負 債	0
建 設 仮 勘 定	0	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	0
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	142,272,071	債 務 保 証 計	20,409,544
無 形 固 定 資 産	3,055,155	負 債	89,306,389,339
ソ フ ト ウ ェ ア	1,390,450	純 資 産	19,380,216,806
の れ ン	0	出 資	8,587,780,354
リ ー ス 資 産	0	普 通 出 資 金	587,780,354
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	1,664,705	優 先 出 資 金	8,000,000,000
前 払 年 金 費 用	0	そ の 他 の 出 資 金	0
繰 延 税 金 資 産	12,358,421	優 先 出 資 申 込 証 拠 金	0
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産	0	資 本 剰 余 金	2,955,022,084
債 務 保 証 見 返 金	20,409,544	資 本 準 備 金	2,955,022,084
貸 倒 引 当 金	△ 1,783,885,236	そ の 他 資 本 剰 余 金	0
(うち個別貸倒引当金)	△ 1,513,433,994	利 益 剰 余 金	7,837,414,368
そ の 他 の 引 当 金	0	利 益 準 備 金	1,208,500,000
		そ の 他 利 益 剰 余 金	6,628,914,368
		特 別 積 立 金	6,580,000,000
		(うち目的積立金)	30,000,000
		繰 越 剰 余 金	48,914,368
		未 処 分 剰 余 金	0
		自 己 優 先 出 資	0
		自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	0
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		土 地 再 評 価 差 額 金	0
		負 債 及 び 純 資 産 計	108,686,606,145
		期 中 損 益	166,263,477
合 計	108,852,869,622	合 計	108,852,869,622